

動物飼養管理ガイドライン

動物との共生を考える連絡会

－はじめに－

「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下動物愛護管理法）に従って動物の飼養管理を行うことは一体何を意味するのかが定かではないといわれている。

このガイドラインは、国際的な動物福祉の基準である「5つの自由」※に基づいた飼養管理を具体化し、それを実施することにより、飼養動物の生活の質を守り向上させることを目的としている。

※「5つの自由」

1. 飢えと渇きからの自由
2. 不快からの自由
3. 痛み・負傷・病気からの自由
4. 恐怖や抑圧（不安）からの自由
5. 正常な行動を表現する自由

1. 対象となる動物

- 1) 動物愛護管理法で定義されている愛護動物
- 2) 人間の飼養管理下にある動物（家庭動物、展示動物、産業動物、実験動物）

2. 飼養者の定義

- 1) 個人及び法人・団体にかかわらず、動物を所有・占有するすべての人

3. 飼養条件

1) 環境

a) 飼養場所

- ◆ 動物が置かれる空間は、動物が自然な状態で座ったり、立ち上がったり、伸びをしたり、歩いたり、寝転んだりすることができ、振った尾や耳がケージ等の壁・天井に当たらない広さがあること
- ◆ 他の動物と一緒に入れる際は、上記に加えて、他の個体に触れずに横たわることができる広さを確保すること
- ◆ 休息場所と活動場所が十分に確保できること
- ◆ 身を隠せる安全で安心な場所を設けること

- ◆ ケージの使用は短時間収容とすること（鳥類、小型齧歯類はこの限りではない）
- ◆ 多くの時間をケージ内で飼養する場合は、最低 1 日 2 回はケージ外に出して十分な運動をさせること（鳥類、小型齧歯類はこの限りではない）
- ◆ 雨風雪や炎天下を避けられる場所を設けること
- ◆ 繫留する場合、リードの長さは動物の自然な行動を妨げず、安全な長さとする
- ◆ 騒音の中におかないこと
- ◆ 自然採光できる場所におくこと、難しい場合は自然の昼夜の長さに合わせて照明を施すこと
- ◆ 照明等強い光に常時さらされることがないこと
- ◆ 悪臭のある環境におかないこと
- ◆ 群れで暮らす習性のある動物種は、複数頭で飼育すること
- ◆ 最低 1 日 1 回日光浴をさせること
- ◆ 日中は十分な明るさのある場所におくこと
- ◆ 夜行性動物は日中静かに安心して休める環境を提供すること
- ◆ 立体的な行動を必要及び好む種は、縦の空間も利用できるようにすること
- ◆ その動物種にあった温度及び湿度に保つこと
- ◆ 年齢にあった温度及び湿度を保つこと
- ◆ 室内は十分換気されていること
- ◆ 寝床材は、清潔で刺激がなくやわらかな素材とすること
- ◆ 飼養環境は、最低 1 日 1 回の清掃をすること。
- ◆ 飼養環境は、危険物のない整理整頓された安全な場所とすること
- ◆ 床面は常に乾燥していること
- ◆ 熱器具は安全な場所に設置され、火傷や感電の危険のないようにすること
- ◆ 排泄場所は飼養頭数を考慮して設置すること
- ◆ 排泄場所は個体が使用しやすい安全な構造のものを設置すること
- ◆ 排泄物等はできるだけすみやかに取り除くこと

b) 構造

- ◆ 壁・床・天井・仕切り・ドア等の内装は、耐久性があり、不浸透性で掃除・消毒が容易であること
- ◆ 壁・床・天井・仕切り・ドア等の内装は、消臭及び減臭しやすい素材とすること

- ◆ 床等が水洗いできる構造の場合は、排水装置を設置し、水はけをよくすること
- ◆ 床面は滑りにくく、肉球及び関節に負担のない構造とすること
- ◆ 床材は動物種を考慮して安全なものとする
- ◆ 換気は、室内全域にいきわたるように設備すること
- ◆ 壁・窓・天井等は隙間がないこと
- ◆ 逸走を防ぐ構造であること
- ◆ 衛生動物及び害虫の侵入を防ぐこと
- ◆ 熱器具及びコンセント周辺からの出火を防ぐようにすること

2) 食餌・水

- 食餌の分量・回数・内容は動物種にあわせること
- 常時新鮮な水が供給されること
- 糞尿の混入を防ぎ、汚染された場合はただちに交換すること
- 食餌及び水の容器は、排泄場所から離れた場所に設置すること
- すべての容器は最低 1 日 1 回完璧に洗浄すること
- 飲水・食餌量は毎日確認すること

a) 食餌

- ◆ 動物種、年齢、健康状態、ライフスタイル、繁殖状態にあったバランスのよい新鮮な食餌を与えること
- ◆ 食餌を長時間放置しないこと
- ◆ ドライフードであっても、1 日 1 回は交換すること
- ◆ 食器は最低飼養頭数分を用意すること
- ◆ フードの保管は、防虫・温度・湿度等に気を付け、消費期限内に消費すること

b) 水

- ◆ 新鮮で清潔な水を常に飲めるようにすること
- ◆ 清潔な水を清潔な容器で毎日提供すること
- ◆ 目に見えて汚れている（濁っている）場合は、すぐに取り換えること
- ◆ 最低飼養頭数分の容器を用意すること

3) エンリッチメント

- 各動物種の自然な活動欲求を満たし、肉体的活動のみならず知的活動を満たすこと
- 各動物種にあった遊具等を提供すること

- 水を好む動物種には十分な水場を提供すること
- 人との遊びを好む動物種は、一緒に遊ぶ時間をつくること
- 散歩が必要な動物種は、毎日散歩をさせる、又はそれに準ずる運動を提供すること

4) 医療及びケア

- 必要なワクチン等の予防医療を実施すること
- 異常がある場合は、獣医師の診断を受けさせること
- 毎日、糞尿の状態を観察すること
- 身体（被毛及び皮膚）は常に清潔に保つこと
- 動物種に応じた定期的な爪切り、歯切り、グルーミング等を実施すること

5) 迷惑防止

- 周辺環境及び近隣住民に迷惑をかけないように飼養すること

a) 逸走防止対策

- ◆ 逸走できないような環境で飼養すること
- ◆ 平時から迷子対策を講じること
- ◆ 呼んだら傍にくるように平時からしつけを行うこと

b) 騒音

- ◆ 必要に応じて鳴き声等による騒音を防ぐこと
- ◆ しつけを行うこと

c) 悪臭対策

- ◆ 排泄物の処理は適切に行うこと
- ◆ 糞尿を放置しないこと
- ◆ 消臭及び減臭対策を行うこと
- ◆ 排泄物等は臭気及び衛生動物・害虫が発生しないように、適切に保管処理すること

d) 危険動物及び特定動物対策

- ◆ 都道府県知事に許可なく特定動物を飼養しないこと
- ◆ 危険動物は、逸走できない環境で飼養すること
- ◆ 飼養継続が難しい場合は、新しい飼い主を探すか、飼い主の責任で安楽死すること
- ◆ 災害時の対応を平時より整えておくこと

4. 輸送

- 輸送はできるだけ短い時間と距離であること
- 動物に苦痛を与える輸送はしないこと
- 動物種に見合った車両で輸送すること

-以下の項目に留意すること

- ◆ 温湿度・換気：動物種にあった快適な環境を整えること
- ◆ 給餌：輸送が長くなる場合は、適時給餌すること
- ◆ 給水：常時給水できるようにすること
- ◆ 排便排尿：排便排尿の時間を設けること、車両内での排便等はすみやかに取り除くこと
- ◆ 時間：1時間に1度の休憩を設け、動物の状態を確認すること
- ◆ ケージ・囲い・柵：動物の安全を確保すると同時に自然な行動がとれるようにすること
： 逸走を防止する構造とすること

5. 繁殖

- 犬猫及び商取引の対象とされているペット動物に限る

1) 犬猫

- 1歳未満の個体には交配させないこと
- 最後に出産した日から次の出産まで最低12か月はあけること
- 生涯の出産は6回以内とすること
- 遺伝性疾患のある個体は繁殖させないこと
- 近親交配をさせないこと
- 生後8週間は母子と共に飼養すること
- 繁殖を望まない場合は、不妊化手術を実施すること

2) うさぎ・モルモット

- 繁殖を望まない場合は、不妊化手術を実施すること

3) ハムスター等

- 雌雄別に飼養すること

6. 飼養頭数制限

- 飼養頭数は上記の飼養条件を守ることができる頭数とすること
- 緊急災害時等に同行避難できる頭数とすること
- 飼養困難となった場合に預けられる場所を確保できる頭数とすること

1) 個人(一般家庭)

- 災害時、飼い主と動物が安全に無理なく同行避難できる頭数とすること

2) 法人、団体

- 飼養管理職員と動物との比率から収容能力を把握し、収容頭数は収容能力を超えないようにすること
- 世話をする人 1 人に対して、動物が 5 頭を超えないようにすること

7. 個体識別

- 個体情報が確認できるものを必ず装着すること

8. 災害対策

- 平時より災害発生時の準備をし、シミュレーションをするなど対応を整えること
- 家を出て避難しなければならないときに備え、動物を包むタオルや毛布を用意し、キャリーケージ等に平時から慣れさせること
- 平時からしつけをしておくこと
- 災害発生時、犬・猫・小動物についてはできるだけ同行避難すること
- やむを得ず、ペットをおいて避難する場合は、動物が中にいることを家の外側に掲示し、その際、動物種等の簡単な情報も記載すること
- 動物の個体識別をしておくこと。マイクロチップを挿入してある場合はデータベースに登録してあることを確認しておくこと

9. 安楽死及び産業動物におけると殺

1) 動物の苦痛に係わる責任

- 獣医師は動物が苦しんでいると判断し、その動物の苦しみを緩和することができないとみなした場合、安楽死処置を講じることができる
- 安楽死処置は、獣医師が行うものとする(産業動物のと殺についてはこの限りではない)
- 安楽死処置及びと殺時は、動物へのストレス及び苦痛を最小限に抑えることとする

10. 展示（ふれあい）・撮影・エンターテインメント

- 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある展示をしないこと
- 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある形態や演技や芸をさせないこと
- 生き餌や囀として、意識ある脊椎動物を使用しないこと
- 幼齢動物をふれあいに使用しないこと
- 動物を出演させる計画や台本は、前もってその動物種について十分な知識・経験のある第三者の専門家の確認を受け指示を仰ぐこと
- 撮影等で使われる動物の訓練は苦痛を与えない方法をもちいること
- 動物が使われる撮影等は全て第三者の獣医師等の立会いを受けること
- 展示・撮影目的で、鎮静剤・麻酔等を使用しないこと
- いかなる動物も闘わせないこと

11. その他

- 美容目的での断耳・断尾をしないこと
- 飼養継続が難しい場合は、速やかに新しい飼い主を探すこと

動物との共生を考える連絡会

〒194-0041 東京都町田市玉川学園7丁目8-11

電話: 042-723-2755 <https://www.dokyoren.com/>